

財務省令第五十六号

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百九十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月十九日

財務大臣 伊吹 文明

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号ト中「（法令遵守規則の記載事項）並びに第九条第一号ト及び第二号ト、第九条の七第一号ト」を「、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第九条第一号ト及び第二号ト並びに第九条の八第一号ト」に改める。

第七条の三第二号中「第九条の六第三号」を「第九条の七第三号」に改める。

第九条の七を第九条の八とし、第九条の六を第九条の七とする。

第九条の五中「第九条の七」を「第九条の八」に改め、同条を第九条の六とする。

第九条の四を第九条の五とし、第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第

九条の次に次の一条を加える。

(書面を特定するために必要な事項)

第九条の二 令第六十六条の四において読み替えて準用する令第三十八条及び第三十八条の二に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるものは、当該書面に係る番号及び郵便物番号とする。

別紙第二号書式備考中「郵便物に係る送付書」を「郵便物(法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物に限る。)に係る送付書」に、「法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の送付書)の規定による郵便事業株式会社が取扱った送付書である場合にあつては」を「法第七十七条第四項(郵便物の関税の送付書)に規定する送付書については」に改める。
(消費税法施行規則の一部改正)

第二条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「(当該資産が郵便物である場合には、当該郵便物の取扱いに係る郵便局の所在地を所轄する税関長)」を削り、同号二中「(当該資産が郵便物である場合には、当該郵便物の受取人の氏名又は名称及び住所等)」を削り、同項第二号中「貸付けで郵便物」の下に「(関税法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。)」を加え、「(当該輸出の時における当該資産の価額が二十万円以下のものに限る。)」

「を削り、「前号口から二まで」を「前号口及び八」に改め、「掲げる事項」の下に「並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等」を加え、「同号イ、八及び二に規定する」を「同号イ及び八に掲げる」に改め、「並びに」の下に「当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに」を加える。

第十六条第二項中「郵便物」を「関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物」に改め、「（当該輸出の時における当該資産の価額が二十万円以下のものに限る。）」を削り、「同項第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

第三条中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

第四条中「第九条の四」を「第九条の五」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）附則第一条第

五号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年二月十六日）から施行する。

（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正後の消費税法施行規則第五条第一項第一号及び第二号並びに第十六条第二項の規定は、この省令の施行の日以後にする同規則第五条第一項第一号及び第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明について適用し、同日前にした改正前の消費税法施行規則第五条第一項第一号及び第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明については、なお従前の例による。